

こんなお悩みありませんか？

?

離婚するには？
夫の暴力から逃げたい

セクハラ・パワハラ
を受けた

ストーカー・性差別
養育費・・・
どうしたらいいの？

事実婚、LGBT
女性の権利について
相談したい



女性の権利ホットライン

2026

6/26 金 10:00-16:00

☎ 0852-20-6955

女性の権利一般に関する無料電話相談を実施します。

県内の女性弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し
適切なアドバイスをおこないます。お気軽にご相談ください。

主催 島根県弁護士会・日本弁護士連合会

お問合せ先 島根県弁護士会 ☎ 0852-21-3450